

記載例：一括徴収

富田林市長 様		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 富田林市常盤町△△ー△△ 富田林第2ビル										担当 氏名 電話	経理課給与係		7年度	特別徴収 指定番号	
			名称 ○○商事株式会社											富田林 税太郎		宛名番号		
			個人番号又は法人番号 ○○○○-○○○○-○○○○-○○○○													8年度	特別徴収 指定番号	1234567

給与所得者	フリガナ トンダバヤシ キンジロウ		新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名	富田林 金次郎								
	生年月日	大・昭・平 1年 2月 3日								
	個人番号	○○○○-○○○○-○○○○-○○○○								
住所	住	1月1日現在	富田林市甲田□丁目□□ー□□	120,000 円	6 月分から 7 月分まで	8 月分から 5 月分まで	○○年	○月○日	① 転勤・転籍 ② 退職 ③ 死亡 ④ 休職 ⑤ 長欠 ⑥ 少額・不定期 ⑦ その他 ()	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付する)
	異動後		20,000 円							

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません

①特別徴収継続 の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい勤務先へは 月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。
	フリガナ 名称	受給者番号		電話	
			法人番号		

②一括徴収 の場合（給与等の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。）

該当する項目に○をしてください。 ①異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため ②異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定額合計(㊦)と同額 100,000	円	左記の一括徴収した税額は 8月分(翌月10日納期限)で納入します
--	------------------------------	---	----------------------------------

③一括徴収しない(普通徴収の) 場合(①・②に当てはまらない場合は、記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお、異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日～12月31日であつ本人からの申出がないため 2 異動年月日が1月1日～4月30日であつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため 3 死亡による退職のため				旧 特 別 7年度	1 特別徴収義務者を変更 月分以降 2 普通徴収へ切替 の月割額は 3 一括徴収	点検
--	--	--	--	---------------------------------	---	-----------

注意事項等

- | | | | | |
|---|------------------------|------------|--|-----------|
| <p>1 本書は、特別徴収(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税を給与差引している)の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。</p> <p>提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。</p> <p>2 太線 で囲んでいる部分についてのみ記載してください。</p> <p>3 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。</p> <p>4 退職等により給与等の支給がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。</p> | <p>収入
処理
欄</p> | <p>8年度</p> | <p>1 特別徴収義務者を変更</p> <p>2 月分以降 普通徴収へ切替</p> <p>3 一括徴収</p> <p>4 その他</p> | <p>点検</p> |
| | | | | |

A	B	C	D	E	F

記載例：退職による普通徴収

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

- ① 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため
- ② 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため
- ③ 死亡による退職のため

1 本書は、特別徴収(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税を給与と差引きしている)の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。

2 提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支払月の翌月10日までです。 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

3 太線 で囲んでいる部分についてのみ記載してください。

4 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括

5 退職等により給与等の支給がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額)欄に記入してください。

旧 特別 徴収 処理 欄	7年度	1 特別徴収義務者を変更	点検
		2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	
	8年度	1 特別徴収義務者を変更	点検
		2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	

A	B	C	D	E	F

記載例：義務者変更

[illegible]

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続 の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。）

②一括徴収 の場合（給与等の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。）

該当する項目に ○ をしてください。 1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定額合計(ウ)と同額 円	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します
--	--------------------	---------------------------------

③一括徴収しない(普通徴収の) 場合(①・②に当てはまらない場合は、記入してください。)

該当する項目に ○ をしてください。なお、異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日～12月31日であつ本人からの申出がないため 2 異動年月日が1月1日～4月30日であつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため 3 死亡による退職のため				旧 特 別 7年度	1 特別徴収義務者を変更 月分以降 2 普通徴収へ切替 の月割額は 3 一括徴収	点検
--	--	--	--	---------------------------------	---	-----------

注意事項等

- | | | | | |
|--|----------------------------------|------------|---|-----------|
| <p>1 本書は、特別徴収(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税を給与差引している)の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。</p> <p>提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までです。 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。</p> <p>2 太線 で囲んでいる部分についてのみ記載してください。</p> <p>3 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。</p> <p>4 退職等により給与等の支給がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に入記してください。</p> | <p>収
入
処
理
欄</p> | <p>8年度</p> | <p>1 特別徴収義務者を変更</p> <p>2 月分以降 普通徴収へ切替</p> <p>3 月割額は 一括徴収</p> <p>4 その他</p> | <p>点検</p> |
| | | | | |

旧特別徴収処理欄	7年度	1 特別徴収義務者を変更	点検
		2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	
	8年度	1 特別徴収義務者を変更	点検
		2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	

A	B	C	D	E	F